

こども医療費助成制度

こども医療費助成事業とはこどもの医療費の自己負担分を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの健やかな育成を図ることを目的とする事業です。

対象となる方

出生から満 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までのこどもで、次のすべてに該当するこども

1. 大竹市に住民登録のある方
2. 健康保険加入者(こどもの進学・就職の有無は問いません)

※ 他市町村に住民票のある方でも、大竹市の国民健康保険被保険者(住所地特例)の方は対象となります。

対象とならない方

年齢要件が該当しても、次の方は対象外です。

- ・ 進学や独立などで住民票が他市町にある方
- ・ 大竹市に住民票がある他市町村国民健康保険被保険者の方
- ・ こども医療費受給資格認定申請書による申請をされていない方

申請方法

申請の際は、保健医療課国保年金係または各支所に【申請に必要なもの】をご持参ください。

【申請に必要なもの】

- ・ マイナ保険証または資格確認書(マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報画面の写しを提出してください。)
- ・ こども医療費受給資格認定(更新)申請書
(申請書は保健医療課国保年金係または各支所にもあります。)
- ・ マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードなど)

助成開始日

原則、申請をした日から

出生の方は、出生日から(出生日から 14 日以内の申請に限る)

転入の方は、転入日から(転入日から 14 日以内の申請に限る)

※ 14 日目が土曜日・日曜日、祝日で閉庁している場合は次の開庁日まで

医療費の助成

自己負担分の全部を助成します。

※ 保険適用外分は助成の対象外です。

[適用外一例]入院時食事代・個室料・予防接種代・文書料・薬剤容器代・紹介状無し
の初診料 など

助成方法

広島県内の医療機関などで受診される場合

受付で「マイナ保険証または資格確認書」と「受給者証」を提示してください。

※ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方は、そちらの証もあわせて提示してください。

※ 保育園や幼稚園、学校内でのケガ、通園、登下校時、部活動でのケガ、または第三者によるケガによる受診の際は受給者証を使用せず、保健医療課国保年金係にご連絡ください。

広島県外の医療機関などで受診、または受給者証を未提示で受診された場合

支払いの際に、一旦自己負担分をお支払いください。

受診月の翌月以降に、【医療費支給申請(償還払分)に必要なもの】を揃えて保健医療課国保年金係またはお近くの支所で申請をして頂いた後に差額分を給付します。

【医療費支給申請(償還払分)に必要なもの】

- ・ 受給者証
- ・ 領収書またはレシート(診療報酬点数の記入があるもの)
- ・ こどものマイナ保険証または資格確認書
- ・ 保護者名義の金融機関の通帳
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証など、その他医療受給者証(お持ちの方のみ)
- ・ 入院などで医療費が高額になった場合に健康保険から支給される高額療養費・家族療養給付がある場合は、その支払決定通知書

※ 診療点数表示がない領収書またはレシートでは受付できません。

※ 診療を受けた月の翌月から 1 年以内の申請をお願いします。

速やかに届出を

次の場合は速やかに保健医療課国保年金係へ届出をしてください。

- ・ 氏名・住所・健康保険証・保護者・世帯員などに変更があったとき
- ・ 市外へ転出するとき
- ・ 受給者証を破損・紛失したとき
- ・ 保育園や幼稚園、学校内でのケガ、通園、登下校時、部活動でのケガ、または第三者によるケガで医療機関を受診するとき